

通信委員會議録 第五号

昭和三十八年二月十三日(水曜日)
午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事 大高 康君 理事 岡田 修一君

理事 佐藤洋之助君 理事 羽田武嗣郎君

理事 大柴 滋夫君 理事 栗原 俊夫君

理事 森本 靖君

上林山榮吉君 小泉 純也君

中山 榮一君 橋本登美三郎君

保利 茂君 森山 欽司君

安宅 常彦君 佐々木更三君

畑 和君 原 茂君

安平 鹿一君 受田 新吉君

出席國務大臣

郵政大臣 小沢久太郎君

出席政府委員

運輸事務官 辻 章男君

(海運局長)

運輸事務官 若狹 得治君

(船員局長)

海上保安庁長官 和田 勇君

氣象庁長官 和達 清夫君

郵政事務官 保岡 武久君

郵政事務官 武田 功君

(大臣官房長)

郵政事務官 淺野 賢澄君

(電氣通信監理官)

郵政事務官 藤牧 直君

(監察局長)

郵政事務官 西崎 太郎君

(電波監理局長)

委員外の出席者

日本電信電話公 米沢 滋君

社副総裁

日本電信電話公 秋草 篤二君

社総務理事

(第九五五号)
日本電信電話公 佐々木卓夫君
技師長

日本電信電話公 山下 武君
社理事(運用局)

日本電信電話公 角田 和男君
社自動即時化設 計室長

本日(第九五五号)の會議に付した案件
小委員会設置に関する件

日本電信電話公 一部を改正する
法律案(内閣提出第七二二号)

電信電話債券に係る需給調整資金の
設置に関する臨時措置法案(内閣提出
第七二二号)

郵政事業に関する件
郵政監察に関する件

電氣通信に関する件
電波監理及び放送に関する件

○本名委員長 これより會議を開きま
す。

日本電信電話公 一部を改正する
法律案及び電信電話債券に係る需給
調整資金の設置に関する臨時措置法案
を議題として審査に入ります。

日本電信電話公 一部を改正
する法律案

日本電信電話公 一部を改正
する法律案

日本電信電話公 一部を改正
する法律案

日本電信電話公 一部を改正
する法律案

日本電信電話公 一部を改正
する法律案

日本電信電話公 一部を改正
する法律案

日本電信電話公 一部を改正
する法律案

日本電信電話公 一部を改正
する法律案

臣の認可を受けて、予算で定める
ところにより、公社の委託を受け
て公衆電氣通信業務の一部を行な
うことを主たる目的とする事業及
び公社の公衆電氣通信業務の運営
に特に密接に関連する業務を行な
うことを主たる目的とする事業に
投資することができる。

2 前項の規定により公社が投資す
ることができる事業の範囲は、政
令で定める。

附則
この法律は、昭和三十八年四月一
日から施行する。

理由
日本電信電話公社について、その
業務の運営上必要があるときは、そ
の委託を受けて公衆電氣通信業務の
一部を行なうことを主たる目的とす
る事業等に投資するの必要を認める
必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

電信電話債券に係る需給調整資金
の設置に関する臨時措置法案

電信電話債券に係る需給調整資
金の設置に関する臨時措置法案

電信電話債券に係る需給調整資
金の設置に関する臨時措置法案

電信電話債券に係る需給調整資
金の設置に関する臨時措置法案

電信電話債券に係る需給調整資
金の設置に関する臨時措置法案

電信電話債券に係る需給調整資
金の設置に関する臨時措置法案

電信電話債券に係る需給調整資
金の設置に関する臨時措置法案

電信電話債券に係る需給調整資
金の設置に関する臨時措置法案

電信電話債券に係る需給調整資
金の設置に関する臨時措置法案

電信電話債券に係る需給調整資
金の設置に関する臨時措置法案

電信電話債券に係る需給調整資
金の設置に関する臨時措置法案

電信電話債券に係る需給調整資
金の設置に関する臨時措置法案

電信電話債券に係る需給調整資
金の設置に関する臨時措置法案

電信電話債券に係る需給調整資
金の設置に関する臨時措置法案

につき、その需給の調整及び価格
の安定に資するため、当分の間、
日本電信電話公社(以下「公社」
という)の會計に、需給調整資金
(以下「資金」という)を設置す
る。

(資金への繰入れ等)
第二条 公社は、予算で定めるとこ
ろにより、必要とする金額を資金
に繰り入れることができる。

2 公社は、予算で定めるところに
より、資金に属する現金を公社の
支出予算の財源に充てるため繰り
戻すことができる。

(資金に充てる財源)
第三条 資金は、前条第一項の規定
による繰入金及び第五條第二項の
利益金をもつてこれに充てる。

(資金の運用)
第四条 資金は、公社が郵政大臣の
認可を受けて定める基準に従つ
て、第一條に規定する電信電話債
券(これに準ずる電信電話債券で
郵政省令で定めるものを含む。以
下「債券」という)の売買に運用
するものとする。

2 前項の基準は、債券の引受けの
事情、債券の市場価格の推移がそ
の引受者に及ぼす影響等を勘案し
て定めるものとする。

3 郵政大臣は、第一項の認可をし
ようとするときは、大蔵大臣に協
議しなければならない。

(資金の経理等)
第五条 資金の受払いは、収入支出
予算外として経理するものとする

る。

2 資金の運用に伴い利益又は損失を生じたときは、当該利益又は損失は、資金の増又は減として整理するものとする。

(資金の繰替使用)

第六条 公社は、支払上、現金に不足を生じた場合において、資金に属する現金に余裕があるときは、当該現金を繰替使用することができ。

2 前項の規定による繰替金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(事務の委託)

第七条 公社は、郵政大臣の認可を受けて、第四条第一項に規定する債券の売買の事務及びその売買に係る債券の保管その他その売買に附帯する事務の一部を証券業務を営む者に委託することができ。

2 第四条第三項の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用する。

附 則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

理 由

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の規定による引受けに係る電信電話債券の需給の調整及び価格の安定に資するため、当分の間、日本電信電話公社の会計に需給調整資金を設け、これを一定の基準により当該電信電話債券等の売買に運用することができることとする必要がある。これが、この法律案

を提出する理由である。

○本名委員長 まず両案の提案理由の説明を聴取することといたします。小沢郵政大臣。

○小沢郵政大臣 ただいま議題になりました日本電信電話公社法の一部を改正する法律案の提案の理由について御説明申し上げます。

日本電信電話公社の行なう公衆電気通信業務の一部につきましては、その内容等において必要があるときは、公衆電気通信法の規定に従い他に委託して行なうことがあります。この公社の委託を受けて行なう公衆電気通信業務は、公社の行なう公衆電気通信業務と一体となつて運営されなければならないものであり、また、その公益性を確保するため、その経営がいたずらに投機の対象となることなく安定して行なわれる必要があるものであります。公社の行なう公衆電気通信業務の運営と特に密接に関連する事業につきましても同様のことがいえるのであります。

このような理由により、公社がこれらの事業に投資することにより、よりよき公社業務の運営に資することが肝要と考え、日本電信電話公社法に新たに一条を追加し、公社がこれらの事業に投資できる道を開こうとするものであります。

法案のおもな内容を申し上げます。公社は、公社の委託を受けて公衆電気通信業務の一部を行なうことを主たる目的とする事業及び公社の公衆電気通信業務の運営に特に密接に関連する業務を行なうことを主たる目的とする事業に投資することができるように

しようにするものであります。

なお、この事業の範囲は、政令で定めることになっております。

また、実際に投資するにあたっては、予算で定めるところに従い、かつ、郵政大臣の認可を受けることになっております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

次に、ただいま議題になりました電信電話債券にかかる需給調整資金の設置に関する臨時措置法の提案の理由について御説明申し上げます。

加入者等引き受け電信電話債券は、日本電信電話公社の建設資金を確保いたしますために、電話加入者等に電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の規定に基づきまして引き受けを求めているものであります。このような事情にかんがみまして、その引受者の保護をはかる見地から、政府は、昨年五月本債券の価格安定に關し所要の措置をとることについて閣議決定をいたし、その後本債券の発行条件の改訂等の措置を講じて参つた次第であります。

本法案は、その一環として措置しようとするものであつて、当分の間、日本電信電話公社の会計に需給調整資金を設置し、公社がこの資金を債券の売買に運用することができるようにいたし、もつて本債券の引受者の保護をはかるうとするものであります。

法案のおもな内容を申し上げます。一、公社は、必要とする金額を予算で定めるところにより需給調整資金に繰り入れ、又は繰戻すことができ

ることとする。二、公社は、この資金を加入者等の引き受けにかかるとする電信電話債券の売買に運用するものとする。三、売買は、債券の引き受けの事情、債券の市場価格の推移がその引受者に及ぼす影響等を勘案して一定の売買基準を定め、これに従つて行なうものとし、その基準は郵政大臣が大蔵大臣に協議して認可するものとすること。四、売買の事務及びこれに付帯する事務の一部を証券業務を営む者に委託することができ。以上の通りとなつております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

第三点といたしまして、しかしながら、新規高校卒業業者の初任給につきましては、民間においても、昨年に比べて本年はある程度の上昇を見ることが予想されますので、これとの均衡を考慮するとともに、あわせて要員確保にも資するための措置が必要となるものと考えられる。

○本名委員長 次に郵政事業に関する件、郵政監察に関する件、電気通信に関する件並びに電波監理及び放送に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。森本靖君。

○森本委員 まず簡単に聞いておきたいと思いますが、けさの各新聞に、全通、全電通に対する郵政省と電電公社の賃金引き上げに対する回答が載っておりますが、それについてちよつと御説明をお願いしたい、こう思うわけであり

ます。

(委員長退席、佐藤(洋)委員長代

理着席)

○武田政府委員 かねてから全通から賃金改定につきまして要求が出ておりまして、十二日に団体交渉の席上で郵政省からこれに対します回答を全通に出した次第でございます。

その内容を簡単に申し上げますと、

現行賃金は昨年四月に改訂されましたので、その後の消費者物価及び民間賃金は、ともにやや上昇の傾向を示しておりますが、その程度は微弱であると認められますので、これによりまして賃金引き上げを考慮すべき情勢が生じているとは認められない。

第二に、一般公務員の給与について、政府は昨年の人事院勧告による給与改訂を実施すべく取り運び中でありますが、これが実施された場合においても、必ずしも一般公務員との間の均衡を失うとは認めがたい。従つて、この関係から賃金引き上げを考慮すべき事情が生じたとは認められない。

第三点といたしまして、しかしながら、新規高校卒業業者の初任給につきましては、民間においても、昨年に比べて本年はある程度の上昇を見ることが予想されますので、これとの均衡を考慮するとともに、あわせて要員確保にも資するための措置が必要となるものと考えられる。

第四点といたしまして、今まで申し上げましたような趣旨によつて、本年四月一日以降において次の措置を講じたい。これに必要な俸給表等の改正を行ないたい。こういうことで、その内容といたしまして、普通職群及び外務職群に属する職種について新規高校卒業業者の初任給月額を六百円引き上げる。第二に、これに伴い本年四月一日前の採用者のうち、それぞれの職種ごとに、新規高卒の初任級から起算して、通常の場合において、昇給経過期間が通算六年となったときに受けることとなる俸給額に達しない俸給を受ける者に對しては、そのうち新規高卒の初任給以下の俸給を受ける者には六百

円を、その他の者には六百円から上記の昇給経過期間一年ごとに百円の割合で減額した額をそれぞれ基準として調整措置を行なう。その他の職種についても右の趣旨に準じて所要の措置を行なうという。大体今申し上げましたようなことにつきまして、十二日に組合側に回答いたしましたして、今後団体交渉を続けていく、こういうことでございます。

○秋草説明員 電電公社と全電通労組との間におきます要求の大きな項目でございまして年末からの賃金要求についての回答の概要をお答え申し上げます。

昨日午後九時団体交渉におきましておおむね次のような回答を申し上げます。

公社の職員の賃金引き上げ及びこれに關係する要求につきましては、慎重に検討してきたのでございまして、公社財政の現状その他の事情を考慮いたしました結果、遺憾ながら組合側の要求には応諾できない。しかしながら、最近の諸情勢、ことに一般の若い中卒、高卒の学生の採用等にかんがみまして、一部の初任給引き上げについてはその必要を認めますので、本年も四月一日以降の中卒、高卒の初任給につきましては一律に六百円、それ以後一年ごとに経過した者につきましては、百円刻みで初任給の是正及びこれに伴う俸給の調整をはかる、こういう意味の回答でございます。

なお勤務地手当を基本給に繰り入れろという要求も出ておったのでありますが、これも現在のところ要求には応ぜられない、こういう意味の回答を申し上げます。また、団交の席上でその理由

及びその他について約三十分ほど討論がございましたけれども、解散をいたしたわけであります。

○森本委員 本日はこの問題をこの委員会でもやるつもりはございませんでしたので、これ以上の質問はいたしませんけれども、大臣に聞いておきたいと思っておりますが、こういうふうな郵政並びに電通の賃金に対する回答を行なうて、今後の労使關係がどうなるかというふうな確信を持って大臣はこういう回答をしたのかどうか聞いておきたいと思っております。

○小沢國務大臣 現在の段階におきましては、私はこれで適當だ、そういうふうな考えです。

○森本委員 現在の段階において適當だというふうな考えだということでありまして、現在の段階においてこういうふうな回答をしたということは、これはほとんど賃上げが行なわれないという回答にひとしいわけでありまして、実際は初任給の引き上げ、こういうことになるわけでありまして、われわれが勘ぐって申し上げますならば、現在の公務員の給与法の問題については、内閣委員会を通じて与野党が折衝してございまして、だんだんそれが固まりつつあるように聞いておりますが、新聞で見ますと、初任給の引き上げというところでまとまるのぢやないかというふうなことが載っておるわけでありまして、それと歩調を合わせたような形の今回の公労協の回答になっておるわけでありまして、こういう点について、大臣としてはすべての公務員を考えてこういう回答をせられたのかどうか聞いておきたいと思っております。

○小沢國務大臣 これは公務員の關係、あるいは民間等、十分各方面の關係も考えましてきめたのでございます。○森本委員 公務員その他のことを考えてという点でございますが、おそろくそういう政治的な考え方に基づいて回答が出されたと思いますが、これはおそろく組合側に言わせれば、噴飯ものの回答であるというふうな考えますし、また、昨年の物価の上昇率からいきまして、こういうふうな回答をするということは、全く私は職員を侮辱したような回答ではないかというふうな考えますが、そういう点については、後日目を改めて私はお聞きしたいと思っております。

ただ、大臣に望んでおくことは、郵政、電通両方とも現業官庁であります。そういう現業官庁の特殊な情勢といたしまして、いまだ少しこの賃金に對する回答も別の角度から行なうべきではなかったかというふうな考えるわけでありまして、そういう点について今後大臣がどういうふうな行ない方をしていくかということ、この問題は、おそろくさらに調停委員会、仲裁委員会というふうな形にかかるとはならないかというふうな気もいたしますので、その経過を追っていきながら、当委員会を通じて大臣の所見を聞いておきたいというふうに考えます。ただ、大臣に私が今申し上げましたように、今後全通とか全電通とかいう現業官庁を控えておるといふ点と、それから電通につきましては、これはおおい委員会が、五カ年計画の問題、あるいはまた郵政におきましても、郵政の合理化の問題というのを控えておる反面、賃金はさっぱり上がらないということであつては、今後の職員のいわゆる労働に對する意欲というものが非常に失われるというふうなことになるわけでありまして、そういう点についても十分考へて、今後この賃上げの問題には大臣として取り組んでもらいたい、こう思っておりますわけでありまして、その見解を聞いておきたいと思つたわけであり

ます。

○小沢國務大臣 この賃上げの問題につきましては、非常に大事な問題でございまして、われわれといたしましては慎重にやつていきたいつもりでございます。

○森本委員 慎重に扱うのはけっこうであります。慎重にもよりけりでありまして、要するにこれは、組合の要望にも近づくような形に慎重に考慮していかねば何にもならないわけでありまして、そういう慎重な配慮は望ましいわけでありまして、その慎重な配慮ということとは、やはりそういう方向に大臣としても政治的に努力をしていく、こういう考え方が望ましいわけでありまして、今後この問題については、大臣としても一つ真剣に取り組んでいただきまして、慎重に考慮するといふその内容については、ただいま私が申し上げましたように、事業としてはますます合理化が行なわれておる。そこで職員の労働意欲というものを相増して、いくというのを考えていかねば、せっかく考えているところの合理化をやつてみたところで、實際には能率が低下するということであつては何にもならぬ。だから、そういうふうな事業計画とにらみ合わせながら、この賃上げの問題を考えていかねばならぬ。そこにやはり大臣と

しての政治的な配慮を要する。きのうのような回答では、とうてい今後の労使問題の紛争の解決がつかとは考えられない。その労使の紛争の解決がつかないというところが考えられませんか、ひいては事業にも相当大きな影響を及ぼす。そうすると国民にも迷惑をかける、こういうことになるわけでありまして、大臣としては、いまだ少し現業官庁の賃上げの問題については、真剣に取り組んでいってほしい。ただおさなりの、事務官僚みたいな、慎重に考慮いたしますというふうなことでなしに、だれが見ても、うちの大臣は話がわかりそうだという印象を従業員に与えることが大事じゃないか。やっぱり今後の大臣もだめだ、やっぱりあれは事務官僚だ、あんなものは当てにならぬという印象を、四十数万の全通、全電通の職員に与えるか

与えないかということとは、今後の労働意欲にも關係がありますし、また、労使間のこじれた問題を今後どういふふうに解決していくかということについても影響があると思う。だから、こういう点については、大臣は、大臣としてほんとうにできる限り真剣に取り組んでいくという気魄を表現してほしい。もう一ぺん答弁のやり直しをお願いしたいと思います。

○小沢國務大臣 森本委員からおつしやつたことは、まことにものつともで、われわれといたしましては、できるだけのことはするつもりでございます。

○森本委員 他日、この賃上げの問題については、公労協と調停委員会、あるいは郵政省との間における推移を見

ながらまた委員会を通じて質問をしていくことにいたしました、一応この問題については、この程度にいたします。

実は、二月十七日に東京―大阪間の市外の通話が自動即時になるというところでありませんが、もうあと三、四日しかありません。ところが、聞くところによりますと、この東京―大阪間の自動即時化計画が、組合と公社側の間においてもなかなか話がまとまっておらないというようなことを聞きまして、この間も、何か聞くところによると山形では切りかえのときに相当な通話の不能区域が出た、あるいは不能電話が出たというようなことを聞いておりますので、そういう点が国民の一人としても心配になりますので、以下若干お伺いをしたいと思います。

今回の東京―大阪間の自動即時化というのは、全部自動即時になるわけですか。

○佐々木説明員 ただいまの予定では、十七日の午前零時に切りかえる予定にいたしておりますのは、東京発信は東京の二の区画と三の区画の発信、それから大阪発信のものは二の区画と五の区画の発信を第一段階として自動式に切りかえる予定にいたしております。

○森本委員 東京は二の区画と三の区画で、大阪は二の区画と五の区画ですか。東京は二と三で大阪は五になりますか。

○佐々木説明員 ちょっと私間違いましたが、東京は二と五でございます、大阪が二と三でございます。訂正させていただきます。

○森本委員 そういたしますと、東京

の電話の全加入者は幾らあつて、そのうちの幾らが今度自動即時になって、幾らが残るということを東京、大阪について説明願いたい。

○佐々木説明員 加入者の比率はあとで出させていただきます。東京―大阪間に発着する市外通話の大体半分ぐらいが自動即時化する予定でございます。

○森本委員 そういたしますと、東京の加入者のうちの半分が自動即時になるって、半分が自動即時にならない、こう解釈をしいいわけですか。

○佐々木説明員 暫定的にそういう形になるわけでありまして。

○森本委員 そういたしますと、東京の中で半分が自動即時になって、半分が自動即時にならない、こういうことになりまして、そういういたしますと、いわゆる頭の二と五の電話番号については、全部自動即時になる、こういうことですか、東京は。

○佐々木説明員 大体先生のおっしゃる通りでございます、実は部分的にそういう即時化されるということとは、いろいろな点を考慮してやっておるわけでございます、要員の措置を円滑にするといった点、それからいろいろ新しい装置が入りますので、そういうものを装置するのに相当の日数も要しますし、保守要員の教育の問題もある。いろいろな点がございまして、過去におきまして、たとえば東京―横浜間の自即におきまして、そういう二段階ないし三段階にわけてやったことがありますし、昭和二十八年に東京―大阪間のCIRをやりましたときにも、多分段階的に切りかえていったというふうに記憶いたしております。

○森本委員 そういたしますと、この

次の東京の半分の自動即時というのはいつごろやるわけですか。

○佐々木説明員 ただいまの予定といましては、三十八年の十一月のころに大阪発は全体が自動即時になりまして、それから東京発は東京の六と八の区画を除くほかの区画からの発信は自動化するもので、残ります。六と八の区画発信の対大阪の自即化は三十九年の二月初と予定いたしております。

○森本委員 そういたしますと、東京における二と五の区画というのは、大体どこですか。

○佐々木説明員 二の区画が丸の内、千代田、神田、五が霞ヶ関、銀座、あのかいわいでございます。

○森本委員 そういたしますと、これは地域的にそういうふうになるわけですか。

○佐々木説明員 タンデムごとに切りかえていくようなことになりまして、どうしても地域的になるわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、東京のあとの半分は三十八年十一月、残りが三十九年の二月と、こういうことになるわけですか。

○佐々木説明員 さようでございまして。

ら自動即時化いたしますために、いろいろな新しい市外交換機をタンデム局に設置していくという工事の関係、それからこれを保持いたします要員を訓練をするなりいろいろの準備が要るわけでございます、そういう点、さらに相当の回線敷を増設いたさなければいかぬわけでございますので、そういった万般の措置を円滑に行うように、実行上そういうふうな段階的に切りかえていくという方法をとっておるわけでございます。

○森本委員 今のその発言は、これは公社側から見たことであつて、われわれ国民の立場から申しますならば、少なくとも同じ東京に住んでおつて、そして相手は自動になる、おれのところは、三十九年の二月でないと自動にならない、同じ電話でなぜ差別をつけるか、こういうことに国民的な立場からいくとなると思いますが、その場合に、今言つたような公社側の理由ばかり申すけれども、公社側が、それなると理由によつてこういう差別をつけるという場合に、いかなる理由においてこの区画を分けたか、こういうことを聞いておるわけですか。

○佐々木説明員 大体の考え方としては、東京の二と五、大阪の二と三というのは、両都市のビジネス・センターの区画でございまして、東京―大阪間の通話の非常に多い区間でございまして、そこをさしむき第一回の段階に入れたわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、これはこういうふうな三段階にやらざるを得ない、だから三段階に分けた、その三段階の一段階、二段階、三段階の順序というのは、その繁忙の度合いによつてこれを分けた、こういうことですか。

○佐々木説明員 実は東京が三段階になりましたことは、最後に六と八が残つたわけでございます。これが来年の二月になるわけでございますが、これは実は蔵前の目下建設中の局の中に装置する機械の据付の完了時期がどうしても間に合わない、こういう特殊の事情から一部が来年の二月になったという次第でございます。

○森本委員 いや、私が言つた質問とちよつと違つたわけですか。この東京の、要するに分けた区域についての順番というものは、これが一番忙しいからというところで順位をつけたのかどうか、こういうことを聞いておるわけですか。

○佐々木説明員 先ほどもちよつと申し上げましたように、自即化したために、特殊の市外交換機を、区画をずつとしばつて、そこから大阪へいくようなタンデム局が一つできるわけでございます。そういう関係で一ぺんに切りかえるということが――装置の準備、保守要員の関係、それから交換要員のいろいろの要員措置の問題等を考えまして段階的にしたわけでございますが、その内容といたしましては、設備のそういう市外タンデム局のできる時期等によつて非常に影響されるわけでございます、それ以外の特別の考慮というものは実はあまりないのでございます。

○森本委員 私が聞いておるのは、それは公社の理由でありまして、国民はあなたが言うようなことを何ほ説明したところで、そんな内容はわからぬわけですよ。同じ東京におつて、隣が自動になるのに、おれのところは自動に

よつてこれを分けた、こういうことですか。

○佐々木説明員 実は東京が三段階になりましたことは、最後に六と八が残つたわけでございます。これが来年の二月になるわけでございますが、これは実は蔵前の目下建設中の局の中に装置する機械の据付の完了時期がどうしても間に合わない、こういう特殊の事情から一部が来年の二月になったという次第でございます。

○森本委員 いや、私が言つた質問とちよつと違つたわけですか。この東京の、要するに分けた区域についての順番というものは、これが一番忙しいからというところで順位をつけたのかどうか、こういうことを聞いておるわけですか。

○佐々木説明員 先ほどもちよつと申し上げましたように、自即化したために、特殊の市外交換機を、区画をずつとしばつて、そこから大阪へいくようなタンデム局が一つできるわけでございます。そういう関係で一ぺんに切りかえるということが――装置の準備、保守要員の関係、それから交換要員のいろいろの要員措置の問題等を考えまして段階的にしたわけでございますが、その内容といたしましては、設備のそういう市外タンデム局のできる時期等によつて非常に影響されるわけでございます、それ以外の特別の考慮というものは実はあまりないのでございます。

○森本委員 私が聞いておるのは、それは公社の理由でありまして、国民はあなたが言うようなことを何ほ説明したところで、そんな内容はわからぬわけですよ。同じ東京におつて、隣が自動になるのに、おれのところは自動に

よつてこれを分けた、こういうことですか。

○佐々木説明員 実は東京が三段階になりましたことは、最後に六と八が残つたわけでございます。これが来年の二月になるわけでございますが、これは実は蔵前の目下建設中の局の中に装置する機械の据付の完了時期がどうしても間に合わない、こういう特殊の事情から一部が来年の二月になったという次第でございます。

○森本委員 いや、私が言つた質問とちよつと違つたわけですか。この東京の、要するに分けた区域についての順番というものは、これが一番忙しいからというところで順位をつけたのかどうか、こういうことを聞いておるわけですか。

ならぬ、なぜならぬか、こういうことを国民が言っておるから、それを代表してあなたに聞いておるわけですか。だから、何ばそんな言いわけをしても、国民には通用しないわけをします。やるなら東京を全部一緒にやればいい。それを三段階に分けたわけですから、その三段階にわたった場合には、お前のところはまだ待ってもらいたい、その待ってもらいたいというの、なぜ待ってもらいたいのかという理由、お前のところよりもこっちの方が忙しいから、こっちの方を先にしたんだ、お前のところは来年やるんだから待ってくれ、こういう理由かどうか。あなたが言うようなことを何ば説明しても、これは納得しません。だから私は、国民の立場に立つて聞いておるわけであつて、公社の苦しいところや実情というものも聞いておるわけじゃない。同じ東京都に電話を持っておる人で、一方は東京―大阪が自動即時になる、うちの電話は自動即時にならぬ、なぜならぬか、こう聞かれたときに、どういふうに回答したらよろしいか、こういうことを聞いておるわけです。そのときに、ごちゃごちゃと、電話局がどうだ、機械がどうだ、それは公社の責任だ、そんなことを国民に説明させられてはたまらぬ。こういう国民の言う立場は明らかです。だからその場合、どうしてもそれだけしかできない、できないというならば、要するに一番忙しいところからやつたとか、重要なところからやつたとか、順位があるはずであります。私の言うのは、その説明を聞いておるわけです。

〔佐藤（洋）委員長代理退席、委員長着席〕

○佐々木説明員 ちよつと説明が足りなかつたのでございますが、第一回に切りかえます東京の二と五、それから大阪の二と三という区画は、ただいま先生がおっしゃつた一番通話数の多い両都市のビジネス・センターの区画を第一段階に入れる。残りは、実はできればこれは三段階に分けるといふことは、公社としても好ましくないわけでございますが、やむを得ず、先ほど申し上げましたように、東京の一部の区画につきまして、それに必要な設備が間に合わないという特殊の理由から三段階になつたわけでございます。これはまことに申しわけないと思つておる次第でございます。

○森本委員 そこで、大体公社の考え方はわかつたわけでございますが、そうすると、要するにこれは、公社の二と五の方が忙しいという一つの独断的な考え方においてやつたということに、結論としてならざるを得ないわけですね、それ以外の人に言わすならば。

○佐々木説明員 独断的と申しますか、先ほど申し上げましたように、二と五の区画、二つの区画だけで、対大阪のトラフィックの約半分を占めるわけでございますから、そういう面から見ますと、東京発信の一番重要な区画とわれわれは考えておるわけでございます。

○森本委員 それは公社の一つの營業的な考え方であつて、公社は商売人じゃございませんから、全部の国民に公平に利用するような仕事があるわけでございます。普通の営利会社じゃないわけでありまして、だから、東京都の電話加入者であればサービスを公平

にするというところの義務があるわけでございます。だから、三十九年の二月でありましたら、また今から一年おく（る）わけでありまして、一年間サービスがなくなるということになるわけですね。その一年間サービスがなくなるというのに対して、一体どういふ言いわけをするか、こう聞いたところが、いろいろ機械その他があつて一ぺんにできない、できないからこれを三つに分けてやつたのだ。三つに分けてやつたというのなら、おれのところをおくしたのはどういう理由か、こう言へば、公社の方としては、それは忙しいところから順番にやつたのだ、こういう結論になるわけじゃないですか。その辺はどうですか。

○米沢説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。一番望ましいことと申しますと、たとえば先般東京と名古屋を実施いたしましたように、東京、名古屋両方一ぺんに自動即時にするというところが一番望ましいと思つております。しかし東京と大阪との関係は、東京と名古屋に比べて、東京は百万というやうな大きな加入者を持つておりまして、これを一ぺんにやるといふことは、実際、先ほど佐々木理事が申しましたように、加入者の数、それから回線数の問題、それから取り扱いに對するいろいろのサービス上の問題を考慮して、これはとてもやれない、実はもつと――最初は時間がかかるやうなのをできるだけ切り詰めるということによつてそういうふうにした次第でございまして、その点は御了承願ひたいと思つております。

○森本委員 私は内部のことをいろいろ知らぬ国民的な立場から言つておるわけですよ。はつきり申し上げておきます。だから、同じ東京に住んでおる人で、隣の電話は大阪との間が自動即時になつた、おれのところはならぬ、おれのところは自動即時が一年もおくられる、そういうので、一体おれのところのサービス差別をしておるのではありませんか、こういうことを言われたときに、どう回答しなければならぬかというのをあなたにお教を願つておるわけですね。そこで、公社のその回答といふものは、機械その他があつてなかなかできない、そこでこれを三段階に分けた。そこまではわかつた。三段階に分けたならば、それは一番目はどこまで、二番目はどこまで、三番目はどこまでかときめるときに、それを一体どういう理由によつてきめたか。それは忙しいところから順次やりました、こういうふうな解釈をしてよろしいか、こう聞いておるわけなんです。

○米沢説明員 まあ忙しいという、何といふ場所というところになるわけでございますが、それ以外に実際これを切りかえるという工事面のことをちよつと申し上げますと、クロスバの交換機といふものを入れていかなければならぬ。しかし、入れるにいたしましたも、東京―大阪の直通交換機を入れるとなりますと、その場所が、たとえば東京の中で何カ所というふうなきめて参るわけでありまして。そうしますと、たとえば二と五の区画というやうな場所、非常に回線の数が多いのでございまして、結局そのクロスバの交換機は、幾ヶ所なら幾ヶ所に入る、そういうふうな地域別に分けまないと、實際問題として回線網の処置ができない

のであります。従ひまして、そういうふうなたまたまそういう直通交換機が入るといふところは、もともと回線数が非常に多いし、それからまた、相互のトラフィックも多いといふことになつたわけでありまして。両方相待つて、今言つたやうなことになるわけでありまして。

○森本委員 そういたしますと、機械の違ふこと、それから、そういうふうな要するに通話が多い、比較的使用が多いといふことを両方考えながら、この第一段階と第二段階と第三段階に分けた、こういうことですか。

○米沢説明員 それからも一つは、先ほど佐々木理事が申しました要員事情といふことも考えまして、やはり全体の要員配置計画等ともならみ合わせてやる、その三つの要素を考えております。

○森本委員 この三つの要素ですけれども、それでは私なんか国民に説明ができませんでせうが、しかしそれは、公社はそういうことの説明で押し切ろう、こういうことではあります。これはかりに私が東京都内に住んでおつて、一つ説明をしてみたいと云つたところが、なかなか私は説明がむずかしいと思ふ。東京都内選出の大柴君あたりもおりますが、おそらくこれは自分の地域の加入者からそういう説明をしる言われて、今、副総裁なりあるいは技師長が言つたやうな説明を、百万だ国民に向かつて、一般加入者に向かつてやつたところで、加入者はおそらく納得をしない。だから、やるならばこれはやはり全部一緒にやるべきだ、しかも電電公社の業務というものは、国民に公平にサービスを提供しなければ

ならぬ、こういうことになっておるわけでありますから、これが東京と鹿児島というふうな離れたところであるとするれば別でありませうけれども、同じ東京都内の電話の加入者でありながら、一年間も差別を受けるというところについては、これはどうしても私は納得がいきかねる問題であると思う。機械設備その他については、それは副総裁が言われたような理由があるというところもわかります。しかし、そういう理由をなおかつ克服してこれをやろうというふうな考えでいくのが、ほんとうに国民のためになるサービスのやり方ではないかというふうには私に考えておるわけであります。

それはそれといたしまして、具体的に申し上げますと、二と五の区画については今回やった、しかし、たとえば四と三の区画についても、その中で実際に自動即時になるところとならぬところが出てくる。たとえば芝の局と九段の局の中においても、具体的にこれは四と三の局でありませうけれども、その局の中において自動即時になるところとならぬところがある、こういうことになるのではないですか。

○佐々木説明員 そういうことにはならないのでございまして、二と五の区画の全加入者というところでございませう。その他の加入者はなりません。

○森本委員 そうしますと、芝と九段の局の区内ではないのですか。これはもともと霞ヶ関の方から借りておった分と、千代田から借りておった分、今回この自動即時になるという分があるのじゃないですか。

○佐々木説明員 そのこまかい関係は、ちょっと私は調べてみませんと、

ここで正確に申し上げかねるのでございますが、他局収容というふうな暫定措置を講じておりますような場合には、ずいぶんそういうことが起こる場合があるわけでございますが、あとで調べさせていただきます。

○森本委員 だから私が聞いておるの、四と三の局の中に今回の二、五の区画と一緒に自動即時になる加入者が出てきやせんか、こういうことを聞いておるわけですか。これは技師長ともなれば、私も頭の中で覚えておるくらいだから、あなたの方で頭の中で覚えておると思うのですよ。

○佐々木説明員 これは先ほどもちよつと申し上げましたけれども、その四の区画に臨時的に二の局の線を引いておるといふ場合には、その二と五を切りかえる場合に一緒になるわけでございます。そういう暫定措置を一時的にやっておる場合もあるものでございまして、それはちょっと私、調べてみないと何とも申し上げかねます。

○森本委員 その横におる人は課長ですか、何ですか、ちょっと聞いておきたい。もし課長なら、このぐらゐのこととはすぐ答えがでると思う。この答えがすぐでぬようではどうもならぬと思う。何も横へ来て説明する必要はない。私が知っておるぐらゐのことを、その担当の人が知らぬなんというこ

○角田説明員 今の御質問のことが、

他局加入というところでございまして、他局加入のあるかないかということは、今はまだ申しわけありませんが、今はわかりません。

○森本委員 これは芝の局と九段の局に、霞ヶ関と千代田の局から買い取った分があるはずであります。これは大体五百ぐらいあるようなことを聞いております。だから、もしあるとするならば、九段と芝の局の中に、要するに今度の二、五の区画と一緒に自動即時になるといふところができてくると思

う。それで、その点について私はやはり、こういう東京―大阪とかいうふうな自動即時という大きな問題をやるべきは、こういう細心の注意を払ってやれぬと、たとえば同じ芝の管内において、それは一般の加入者は、霞ヶ関に入っておる方が千代田に入っておる方が、そんなことは知らぬわけですから、そこで同じ四の加入者であつて、相手は自動即時になった、おれのとこ

ろはならぬ、こういうことになるわけでありませう。そういうこまかいことは知りませうという回答でありますけれども、そういうことを知った上において、東京―大阪というふうな一番大きな自動即時化というものはやらなければ、これははつきり言つて、細心の注意を払つてこの東京―大阪間の自動即時化をやつておるとはとりがたい。やはりこういうふうな大きな問題を行なう際には、それだけ細部にわたつて、しかも東京―大阪間の自動即時化という点については、これは電々公社としては大きな問題なんです。だから、いかなる事態があつても、この

東京―大阪間の自動即時化については、加入者にも迷惑をかけないし、ど

んなことがあつても自信があるというぐらゐの、あらゆる綿密な注意をし、細部の注意を払つてこの計画を実行するといふぐらゐの緻密さがあつていいと思う。そういう緻密さがこれはないといふことを率直に今の答弁で現わしておるのじゃないかというふうには私は考えるわけでありませう。

この点は、また後日、一つ小委員会においてでもさらに私は追及していきたいと思ひますが、確かにこの芝と九段には、同じ三と四の番号であつて、実際には自動即時のときには入らないといふものが出てくるわけでありまして、これは私は非常に不平が出てくるのじゃないかというふうには考えるわけでありませう。そこで、そういう点についての質問を今何ばやりまして、あなたの方がそういう回答でありますから、この件については一応その程度にいたします。

○佐々木説明員 当面は、この十七日の切りかえの問題でございまして、これは自即化するによりまして、一〇三番の要員が同局で相当数浮いて参りますが、当面の措置は一般の呼量の増あるいはDSA台の増等がございまして、その面で浮いた要員を吸収して大体において措置がつく、こういうことになつております。

○森本委員 そういたしますと、定員上の減員というものはならぬわけですか。

○佐々木説明員 今申し上げましたような点で、定員上の減には十七日の場

合にはならないわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、第一次段階においては定員上の減は全然ない。第二次、第三次ではどうなるのですか。

○佐々木説明員 第二次、第三次につきましては、実は他の一〇三番その他DSA台の増加の関連等もございまして、まだ精細な結論は出ておらないわけでございます。

○森本委員 これは第二次、第三次をはつきりやるわけでしょうか。そうすると、私はちよつと申し上げておきたいのですが、先ほど言われましたように、第二次、第三次の場合に、要員の減員がどの程度になるかということ

は、まだはつきり詳細ができてない、こういうことでありますけれども、東京―大阪間の自動即時化といふことは、第一次、第二次、第三次において、これは一貫した作業であります。そこで第一次、第二次、第三次の一貫した作業といふものを立案計画をして、そうして東京―大阪間の自動即時化はどうなるという一つの計画が必要で、ところが、とりあえず第一次をやろう、第二次、第三次については詳細な計画も何もないといふことで、これはこういう東京―大阪間の自動即時化という大きな問題を控えておつて、これは全く理に合はぬ、こう私は思うのですが、その点はどうですか。これはむちゃくちゃなやり方になりませうか。

○山下説明員 お答えいたします。要員の問題は、先ほど佐々木技師長が申し上げましたように、今回の措置といたしましては、減員その他のことはいたさないわけでございます。第二

次、第三次の問題につきましては、今後の加入者増設並びにトライフックの増加等によりまして、その時点においてどの程度減員になるのか、取扱量が自即化によって減るかということをお調べの上で定めることにいたしてありますが、現在のままの状態では、トライフックの状態から見まして、東京、大阪とも百五十人前後の人が要らなくて済むんじゃないか、しかし、それは現在の一〇三の取扱量がもうなっておるのでございまして、ただいま申しましたように、加入者の増加があったり、あるいはDSA台の方に回る業務量の度合い等を見ますので、そのときにならないとはっきりした数字は計算できないわけでございします。

○森本委員 東京、大阪、百五十人前後というのは、東京で百五十人前後、大阪で百五十人前後、こういうことですか。

○山下説明員 さようでございします。両方でありまして。

○森本委員 両方で第三次段階までやるとその程度減員になるという予想である、こういうことですか。

○山下説明員 大体そういう見当を持っております。現状においてはそういうつもりでございします。

○森本委員 見当ということでありまして、一応計画はあるのでしよう。やってみなければわからぬということだったから、これは去年組んだ予算と一緒であって、一応どうなる、こうなるということは、やってみなければわからぬにしても、一通りの計画があるはずなんです。だから東京—大阪間を第一次、第二次、第三次に分けて自動化をする、それについては、第一次

では減員がどうなる、第二次ではどうなる、第三次の終仕上げではどうなる、それについてはどこへ持っていく、こういう具体的な計画がある。その計画をやってみて、最後に合う合わないは別でありまして。去年の電電公社の予算だつて二百数十億円減収になつて、それが責任をとっておるかかわからぬ。郵政大臣一人が、おれの責任であると言つてみたつて、公社の總裁以下がのほほんとしておる、こういうことではあります。そういうことは一応あつたにいたしまして、計画はきちんとした計画がなければいかぬわけです。百五十人前後の見当でございしますというやうな答弁ではならぬ。それは実施してみなければわからぬ問題ですから、場合によつては将来変わつてくるかも知れませんよ。しかし、一応実施する段階においては計画がある。それが今の答弁では、計画があるやらないやらわからぬ。こういうことでありますから、私が繰り返して言つておるのではありませんが、そういう点はどうか、これは一貫した一つの具体的な計画というものが総体的に必要なのですか。

〔委員長退席、佐藤（洋）委員長代理着席〕

○佐々木説明員 ただいま山下運用局長から申し上げましたが、もちろん公社としては、計画を持っております。第二次切りかえ、第三次切りかえに要員のどのやうなるかという数字は一応出しておるのではありませんけれども、問題は、将来の加入者の増加の状況が予想通り増加するということもまだ不確定なわけであります。そういう点をわれわれの在来経験から、ある仮定

を立てまして、ことしの十一月時点ではこうなるんじゃないかという数字を出しておるわけでございしますが、加入者の増加にいたしまして、今後予定通り出てくるかどうかということも、まだ現時点では確定的な事実でないわけではありますので、そういう点を勘案して最終的にはもう一度実態を見直すということがどうしても必要になつてくるわけでございします。

○森本委員 いや、私が聞いておるのは、こういう問題はやつてみなければわからぬ要素がいろいろあるから、やつてみて計画と狂つてくるということを私は追及しようとは考えておらぬ。それは無理もない話であります。だけれども、こういう大きな事業を計画するということについては、一つの緻密な詳細な一貫した計画があるであらう、その計画によれば、要員の減員は何ぼになるか、第一次で幾らになる、第二次で幾らになる、第三次で幾らになる、そして総合的に全部で減員が何ぼになるか、そういうやうな計画を一つ説明願いたい。その計画が当たるか当たらないか、八卦と違ひますけれども、それは人間と機械の問題でありますから、当たらない場合もありましよう。ただ私は、当たらないからといって追及しようとは考えておらぬ。現在公社が持つておるところの計画をお示し願いたい。

それを大体この見当であらうというやうなことで公社がやるのでしたら、少なくとも機械文明の最先端を誇る公社にはふさわしくない。そんなやり方でやるのだつたら、一切やめた方がいい。具体的な計画を聞いておるわけではあります。今、運用局長から説明があったのを聞いておりますと、まこと

にたよりない。百五十人前後と思ひますという回答であります。やはりびしっとした数字が出てくると思う。その数字が当たる当たらないは、さつきから言つておるやうに別であります。その具体的な計画を一つお示し願ひたい。

○山下説明員 お答えいたします。現在の計画によりまして、東京で第二次で百四十九人、第三次で百三十九人、それから大阪では第二次で—

実はこの計算は対東京だけではなくて、名古屋とか徳島とか鳥取とかそういう方面との自即化が行なわれますので、それらを含めまして、大阪で一応二百五十人程度減る計画になっております。

○森本委員 それは第二次ですか。

○山下説明員 さようでございします。大阪で二次で全部済みますので、三次があるのは東京だけでございしますから、大阪はそういう計算になっておる。ただ、これは実は自即化そのもので減るのはこのやうになっておりますけれども、御承知のやうに、自即化いたしますと、DSA台の取り扱いがふえたりその他のことがございしますので、実際の大阪においてどれだけ減員になるかということとは、先ほどから申し上げておりますやうに、いろんな状況を考えまじきめにくいわけではあります。

○森本委員 これは公社に注意しておきますが、副總裁、そこで聞いておつてわかりますやうに、先ほど私が質問したときには、百五十人前後、その百五十人前後も第二次、第三次と一緒にして、全部で、東京、大阪で百五十人前後、こういう答弁なんです。ところ

が、こんなばかんなことがあるか、具体的な計画というものを示して、こういうふうになんなん質問してくると、東京の第二次が百四十九人、第三次が百三十九人、大阪で二百五十人前後、これはこういうでたらめな答弁をするのは困る。それはやはり初めからもう真剣にきちんとした答弁をしてくれなくては、私は質問を一切やめます。今後委員会でも質問をしません、こんな人をばかにしたやうな答弁をするなら。

○山下説明員 先ほどから申し上げておりますやうに、一方において、自即化によって減員が行なわれますけれども、同時にDSA台の方に増員が行なわれまして、差し引き幾ら減員ということをおわれれば考えておるわけでありまして。先ほど申しました百四十九人とか百三十九人とかいうのは、現在交換手が扱つておる業務量が、自動化によつてそれだけ減ると言つておるのであります。けれども、DSA台等による業務量の増加がございしますので、それをまた差し引かなければならない。そういうふうなことで、今百五十人前後だと一応見込んでおると申し上げたのであります。

○森本委員 断つておきますが、あなた、この委員会でも質問する者が、全部詳しいものであるというふうな解釈をして答弁をしたら大間違いですよ。さつきからここに委員に聞いてこられなさい。DSA台がどうだろつか、こうだろつかというのを、みんな頭に入れていない。最初の答弁では、百五十人前後しか減員にならないというのか答えていない。よくよく聞いておると、百四十九人と百三十

九人になった。今のあなたの答弁でわかりました。百四十九人と百三十九人が、さらにDSA台に引つ張り込まれて、実際には百五十人になるだろう。あなたは自分の頭の中ではつじつまが合ったつもりでしょう。けれども、この一般の委員にはつじつまが合わない。そうならそれで、初めからそう詳しく説明すればいいのです。何も一人合点をして答弁をしたところでだめです。国民にわかりやすいように答弁をしなければならぬ、相手は専門家にゃないのですから。みんなあなたのように朝から晩まで公社の仕事をしてるわけじゃないのです。だから、初めから、それなら百四十九人減員になりますと、百三十九人減員になります、しかし実際にはDSA台その他に吸収をせられると思ひますから、その場合には、場合によつては百五十人程度になるかもしれない、こう言へば大体わかつてくる。それを、こま切に一つ一つ答弁するから、今あなたが腹が立ったような答弁をしたけれども、これはこちが追及するのは無理はないと思う。その点はどうか。

○山下説明員 どうも説明がまずくて今のおしかりを受けたわけでありすが、趣旨は先ほどから申し上げたようなわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、このDSA台がふえるということについて、ある程度これはわかりすが、そうするとDSA台が、実際に東京の第二次の百四十九人、第三次が百三十九人減員になるというのは、両方合わせて百五十人前後だ、こういうふうに言われておるわけでありすが、そういうたしますと、この残りの百五十人前後

の要員というものを一体どこへ回すという計画を立てられておるわけですか。

○佐々木説明員 これはまだはっきり具体化しておらないわけですが、大体のやり方といたしましては、ただいま申し上げました減員というのは、要するに交換作業に従事しておる面の減員でございます。市外局の中には、ほかに統計事務を持つておる面とかたくさんございまして、その辺を総合的に勘案して処置を講ずるということになるかと存じます。

○森本委員 一応こういうものについて、DSA台がどの程度ふえるから実際にこの程度の減員になる、その減員になったものについては、具体的にこういうところへまわしたい、こういう具体的な計画があつてこれは実施すべきであります。そういう具体的な計画があつてこそ、この実施ができるわけでありすが、そういう具体的な問題については、おそらく労働組合側と全然話し合ひをしておらないだろうと思う。そうなつてくると、労働組合側としても、とりあえず第一次の段階では減員がないと言われても、次に来たるべき第二次、第三次においては当然減員になつて、どこへ行くかわからないという不安がある。第一次をやるならば、その第一次をやるときに、第二次、第三次の問題についても具体的に従業員側と十分に話し合ひをして、第一次の段階に入るので至当ではないかというふうに考えるわけでありすが、聞くところによりまして、こういうふうな内容については全然話し合ひが行なわれていない。さらにまた、今後の問題の内容、たとえば労働

条件の内容とか、そういう問題についても全然話し合ひがついていない。そこで組合側は、超勤拒否という形においてこれに一切協力しない。だから管理者が、この切りかえ工事を行なう、こういうことになつておるようでありすが、これでも、こういう内容については、ほんとうに緻密な計画を立てられて、細心の注意を払つてやるとするならば、今少し組合側とそういう内容について話し合ひをつけたらどうですか。

○米沢説明員 東京—大阪の自即化の問題につきましては、本日まで引き続き団交をやるといふふうについてありますが……いや、意見を聞くということになつておりますので、なお、今の御趣旨の点は十分勘案したいと思ひます。

○森本委員 私はここで意見を聞くとか、団交をやるとか、そういう言葉の端々にはとられませんが、ただ、しかし、問題は、こういうふうな今の内容を聞いておつても、それは従業員側が怒るのは無理はないと思う。第一次はさしあつて問題はないにしても、第二次、第三次においては、今の運用局長の説明の通り、これは相当の減員になるわけですから、減員になれば、その減員になつたものが、どこへ持つていかれるかというところがつきりしないことには、不安を呼び起すことは当然であります。そういう点については、私は今から早急に組合側との問題について話し合ひをして、できるだけ組合側との了解のもとに、要するに管理者だけが切りかえを行なうということになりまして、場合によつては山形のようにまた切りかえ違ひが起

くるようなことになつて、国民に迷惑をかける。こういうことになると、私たちも国民の一人として、電電公社は何をしておるかというところでしかなければならない。こういう形になりますので、一つこの問題については、より一そうこの労働条件の問題について、さらにまた、そういう詳細な内容について、減員の問題、あるいは将来の定員の問題等について、一つ具体的に組合側ともう少し話し合ひをするということに踏み切つてもらいたい、これに思ふわけですが、重ねて副総裁から回答を得ておきたいと思ふわけです。

○米沢説明員 ただいまの問題につきまして、本日はお意見を聴取するという段階になつておるといふことを聞いておりますので、御趣旨は尊重いたしまして進めたいと思ひます。

○安宅委員 ちょっと私の方から、その問題について関連してお伺ひしたいのですが、第一次は大したことではないのだが、第二次、第三次になると百數十名ずつ減員になる。この人たちはどこかに配置転換されなければならぬのですが、そういうことについての意見を聴取するということなんです。か、それをちよつとお伺ひします。

○米沢説明員 ただいまの配置転換の問題につきましては、これは団体交渉で処理したいと思つております。

○安宅委員 まあその問題はそれとして、大体先ほど盛んに説明しておりました芝の局ですね、四三一局だと思ふのですが、スイッチが足りないから五〇一から借りてきたのが三千かになつて、それから千代田、二七二です、そこから借りてきてるのが大体五百くらいある。こういう状態の中で、隣

の電話が自即がなつて、おれのうちはならない、こういうことになつて、それじゃ料金をまけるなんて言われたら、あなたはどうか答弁しますかね、これをちよつと答弁して下さい。

○秋草説明員 先ほどから繰り返し御説明申し上げたように、こうしたサービス上の格差というものは、電気通信事業につきましても、決していいことじゃございせんけれども、やむを得ないことだと思ひます。これは、一般の地方における改式とかそういう事態を見ましても、あるいは即時化の度合いにいたしましても、時期的にはかなり隣りのうちが自即化改式されて自動になつておつて、隣は磁石だという現状は、過去から今日まで依然として解消しない。ましてや料金につきましても、東京近郊におきまして、隣のうちは東京から七円かかるけれども、うちは二十一円とか、そういうようなところは、非常に困つたことでございまして、なかなか解消できない現状でございます。大東京の百万の加入者を、一挙に自即改式しまして、大阪とのあれを完全に一発でやるということは、加入者にとつては最も好ましい理想でございますけれども、先ほどの御説明申し上げましたように、まず、要員の需要を考え、それから工事能力その他の技術上の問題、いろいろのことを勘案しますと、どこが一番いいかというのを考えれば、先ほど来、第三段のやり方でやるのが今のところ一番いいじゃないか、こういうふうな前提に立つてい

るわけでありすが、従つて、過去におきまして、横浜でもそういう問題が、東京からの横浜自即を改式すると

ね。だからみんな、あなた方がどんな

た地域は、まず第一段階に入るところに
は、全部会社や官庁や、そういう
ところの官尊民卑的なあなた方の頭が
固まってる、固まってる、通信界の中
に固まってる、そういうことを地に

やうな、私どもが一般の個人というものを無視して、大企業で奉仕するとい

めとは小委員会で行しましょう。

のときもPRはしなかった。こういう

とについて非難を受けそうなどころには手を打たなければならぬという意見が、ここでもまた電話が今申し込んで出ない、非常に困っているというときに、自即々々とかの一方覚えたいに一部だけやろう、しかも市民には関係ないところをやる、こういうときは、労働組合としては強い意見を言つて、この問題についてはもう少し考えた方がいいかと言ふのはあたりまえだと思ふのです。そういうことをあなたの方では考えてないのじゃないか。そういうことは全部宣伝をして、国民の皆さんの了解を得るよう努力いたしますと、きれいなことをここで答弁しているけれども、一〇〇番のことをどこに書いてあります。電話番号簿はこんなに厚い。僕はときどき眠たいときにこれをまくらにするほど厚い電話番号簿のどこに書いてあります。一行でも載っていますか。これはわからないという答弁だから言いますが、一つも載っていないんだよ。そうしてDSA台を拡張いたします。十もダイヤルを回さなければならぬ。局番一つ間違つて大阪にかけたらえらい料金を取られるのですよ。あつてこつちの番号とこつちのダイヤルを見合はして、三回くらいかけ直して、ゼロ何番何番と回しているうちにわけがわからなくなつてしまふ。これは大へんだというので交換手に頼んでここを出してくれと言つたら、一ペンで出るようになってくるのが一〇〇番なんですよ。こんな便利なやつをあなたの方では宣伝しない。なぜ宣伝しないかといふと、減員になるということなんです。たくさんの人をそこに置いて、みんなサービスしたら減員なんか出るはずはないじゃないか。こんな便利な制度があるのですよ。ちゃんと法律でまづてそういうふうになつておる。それを隠しておるのですよ。人を雇いたくれないから、人を首切りたいから隠しておく、こんなばか政策が世の中にあります。こういうことはどう思ひます、載っていないというのを前提にして——いや一ページくらい載つておつてもおかしいものでありますから、載つてないのだからはつきり、そういう前提に立つて答弁して下さい。

○米沢説明員 だいたい載っているか載つておらないか私どもわかりませんので、あとで御返事したいと思ひますので、それ以上はまた後ほどにお願いしたいと思ひます。

○安宅委員 それでは、載っているか載っていないかは別として、DSA台一〇〇番というものを、非常に便利にやり方だから国民の皆さんどうぞ御利用願ひます、と言つた場合には、みんなそれをやります。ばあさんなんかわからないよ。五番目を回したんだか六番目まで回したのか忘れちゃつて、別の局が出たりしたら、もう一分に何ぼずつちやかちや取られるのです。大へんなことです。だから、そういう便利な制度をやる場合には、よし、じゃあこの際自動即時に切りかえてやる。それは国民のためのサービスにもなるし、労働組合がいう要員の問題も——

次、二次、三次の要員計画さえもあやふやなんです。第三次五カ年計画なんという、もう要員の問題についてはあなたの方では雲をつかむような答弁しかわれわれの方に対してしない。

○佐々木説明員 DSAに入つて参ります雇用に対応する必要な措置は必ずとるつもりでありますので、これを不必要にしつたり、あるいは非常にサービスの悪い状態にする意思は全然ございません。

○安宅委員 全然ございません——白々しい答弁をするものです、一行も載つてない。副総裁が、そういうふうな宣伝をしているかどうかかわからぬ——副総裁は知らないでしよう。しかし、あなたくらいは知つていないければ工合が悪い。そんなにあなたえらくないんだ。少しこまかいことを知つてもらわなくちゃ困る。電話番号簿の裏表紙の広告に、電気通信共済会を出しておる広告であります。「お客様はあなたのお店を探しています」という広告なんです。探さざるを得ないです、わからぬんだから。老人なんかよく見えぬような小さな活字で、株式会社は株式会社と書かないで、カッコ株くらい書いてある。そういう電話番号簿でしよう。わからぬ。それを親切な交換の人がDSA台におつて教えてくれたら非常に便利になるでしよう。そういうことをしないで、そういうし

ばることは全然やらないなどという白々しい答弁をなさるといふのは、まことに私には不遜な態度であると思ひます。もしそういう広告が電電公社の電話番号簿に載つてないとするならば、私は言ひますが、これは人づてに聞いたことですから、正直言ひまして、私の見たことではないのですが、ポストの電話番号簿は十ページ分くらいにわたつてその一〇〇番のことを書いてある。一〇〇番の宣伝のために使つておる。ダイヤルのときには交換手に聞けばわかるようにちゃんと載つていて、そこにはオペレーターという文字がちゃんとついて、ぎゅつと回せば交換の人が出てくる。こういうことになつていて、十回もばかみたいに戻している方式というものは今やはやらない。そういう時代にきているのに、あなたの方はそういう便利なことは全然宣伝をしないで、DSA台の交換の人をどこかに配置転換してしまふ。こういう血も涙も何もないようなことをやっているのが、あなたの方のやり方です。どうです、この辺で、さようでございますと降伏しませんか。一〇四番だつてもう今出ないです。ほんとうにみな困つてゐるのです。私なんか非常に困つてゐるんです。が、そういう不平は何も聞いてません。公社の方には全然そういう不平はきません。

○山下説明員 先ほどから一〇〇番のことにつきまして、あまり宣伝をしていないというお話でございましたが、私の方としては、決して利用を抑制するとか、少なくするとかいうことではない、大いに活用していただくというつもりでおるわけでござい

ます。現物を持っておらぬために先生のお答えができませんが、一〇〇番のこととは私は必ず載つておると思ひます。番号帳に載つておると思ひますが、今現物を持っておりませんので、よく調べた上で御返事します。これは私の方では非常に重要なサービスと考えまして、PBXの関係者の会合とかいろいろの機会において、その利用の方法は十分説明に努めておるわけでござい

ます。それから、だいたいおつしやいました一〇四番のサービスの悪いことにつきまして、まことに申しわけなく存じておりますが、局舎の事情や設備の事情等によつて思うように改善ができませんでしたが、現在設備の増強、要員の配置等につきましてできるだけ努力をいたしておりますので、近いうちには相当改善されるものと思つております。

○安宅委員 そばから責めても仕方がないと思ひますが、僕はこの通り持つてきているのです。火事は一八九番だとか、いろいろなことが書いてありますが、一〇〇番はどこにだつてない。だからそういうことを全然宣伝しない、しぼるつもりはない——しぼるつもりはないと言ひながら、宣伝は全然してない。そのことについてあなたの方どういう責任をおとりになりますか。正式にちゃんとしまつた制度があつてそれを宣伝をしないというのとについて、どういふふうにして責任をとりますか。これははつきり伺つておきましよう。きようは持つてきておりませんからわかりません。なんといふんじやなくて、載っていないといふとすれば——実際載っていないんだから、ど

ういふ態度では、労働組合から不信を買うのもあたりまえです。そういう不信感をぬぐい去るためにも、この際一つDSA台を拡張して減員になんかならないように、国民のためにサービスのできるように、DSA台にたくさんの人をつけますよう、こういう政策をとる意思はありませんか。そういうことで労働組合と交渉なり折衝をする意思はありませんか。

〔佐藤(洋)委員長代理退席、委員長着席〕

○佐々木説明員 長着席

○安宅委員 全然ございません——白々しい答弁をするものです、一行も載つてない。副総裁が、そういうふうな宣伝をしているかどうかかわからぬ——副総裁は知らないでしよう。しかし、あなたくらいは知つていないければ工合が悪い。そんなにあなたえらくないんだ。少しこまかいことを知つてもらわなくちゃ困る。電話番号簿の裏表紙の広告に、電気通信共済会を出しておる広告であります。「お客様はあなたのお店を探しています」という広告なんです。探さざるを得ないです、わからぬんだから。老人なんかよく見えぬような小さな活字で、株式会社は株式会社と書かないで、カッコ株くらい書いてある。そういう電話番号簿でしよう。わからぬ。それを親切な交換の人がDSA台におつて教えてくれたら非常に便利になるでしよう。そういうことをしないで、そういうし

ばることは全然やらないなどという白々しい答弁をなさるといふのは、まことに私には不遜な態度であると思ひます。もしそういう広告が電電公社の電話番号簿に載つてないとするならば、私は言ひますが、これは人づてに聞いたことですから、正直言ひまして、私の見たことではないのですが、ポストの電話番号簿は十ページ分くらいにわたつてその一〇〇番のことを書いてある。一〇〇番の宣伝のために使つておる。ダイヤルのときには交換手に聞けばわかるようにちゃんと載つていて、そこにはオペレーターという文字がちゃんとついて、ぎゅつと回せば交換の人が出てくる。こういうことになつていて、十回もばかみたいに戻している方式というものは今やはやらない。そういう時代にきているのに、あなたの方はそういう便利なことは全然宣伝をしないで、DSA台の交換の人をどこかに配置転換してしまふ。こういう血も涙も何もないようなことをやっているのが、あなたの方のやり方です。どうです、この辺で、さようでございますと降伏しませんか。一〇四番だつてもう今出ないです。ほんとうにみな困つてゐるのです。私なんか非常に困つてゐるんです。が、そういう不平は何も聞いてません。公社の方には全然そういう不平はきません。

○山下説明員 先ほどから一〇〇番のことにつきまして、あまり宣伝をしていないというお話でございましたが、私の方としては、決して利用を抑制するとか、少なくするとかいうことではない、大いに活用していただくというつもりでおるわけでござい

ます。現物を持っておらぬために先生のお答えができませんが、一〇〇番のこととは私は必ず載つておると思ひます。番号帳に載つておると思ひますが、今現物を持っておりませんので、よく調べた上で御返事します。これは私の方では非常に重要なサービスと考えまして、PBXの関係者の会合とかいろいろの機会において、その利用の方法は十分説明に努めておるわけでござい

ます。それから、だいたいおつしやいました一〇四番のサービスの悪いことにつきまして、まことに申しわけなく存じておりますが、局舎の事情や設備の事情等によつて思うように改善ができませんでしたが、現在設備の増強、要員の配置等につきましてできるだけ努力をいたしておりますので、近いうちには相当改善されるものと思つております。

○安宅委員 そばから責めても仕方がないと思ひますが、僕はこの通り持つてきているのです。火事は一八九番だとか、いろいろなことが書いてありますが、一〇〇番はどこにだつてない。だからそういうことを全然宣伝しない、しぼるつもりはない——しぼるつもりはないと言ひながら、宣伝は全然してない。そのことについてあなたの方どういう責任をおとりになりますか。正式にちゃんとしまつた制度があつてそれを宣伝をしないというのとについて、どういふふうにして責任をとりますか。これははつきり伺つておきましよう。きようは持つてきておりませんからわかりません。なんといふんじやなくて、載っていないといふとすれば——実際載っていないんだから、ど

ういふ態度では、労働組合から不信を買うのもあたりまえです。そういう不信感をぬぐい去るためにも、この際一つDSA台を拡張して減員になんかならないように、国民のためにサービスのできるように、DSA台にたくさんの人をつけますよう、こういう政策をとる意思はありませんか。そういうことで労働組合と交渉なり折衝をする意思はありませんか。

〔佐藤(洋)委員長代理退席、委員長着席〕

○佐々木説明員 長着席

○安宅委員 全然ございません——白々しい答弁をするものです、一行も載つてない。副総裁が、そういうふうな宣伝をしているかどうかかわからぬ——副総裁は知らないでしよう。しかし、あなたくらいは知つていないければ工合が悪い。そんなにあなたえらくないんだ。少しこまかいことを知つてもらわなくちゃ困る。電話番号簿の裏表紙の広告に、電気通信共済会を出しておる広告であります。「お客様はあなたのお店を探しています」という広告なんです。探さざるを得ないです、わからぬんだから。老人なんかよく見えぬような小さな活字で、株式会社は株式会社と書かないで、カッコ株くらい書いてある。そういう電話番号簿でしよう。わからぬ。それを親切な交換の人がDSA台におつて教えてくれたら非常に便利になるでしよう。そういうことをしないで、そういうし

ばることは全然やらないなどという白々しい答弁をなさるといふのは、まことに私には不遜な態度であると思ひます。もしそういう広告が電電公社の電話番号簿に載つてないとするならば、私は言ひますが、これは人づてに聞いたことですから、正直言ひまして、私の見たことではないのですが、ポストの電話番号簿は十ページ分くらいにわたつてその一〇〇番のことを書いてある。一〇〇番の宣伝のために使つておる。ダイヤルのときには交換手に聞けばわかるようにちゃんと載つていて、そこにはオペレーターという文字がちゃんとついて、ぎゅつと回せば交換の人が出てくる。こういうことになつていて、十回もばかみたいに戻している方式というものは今やはやらない。そういう時代にきているのに、あなたの方はそういう便利なことは全然宣伝をしないで、DSA台の交換の人をどこかに配置転換してしまふ。こういう血も涙も何もないようなことをやっているのが、あなたの方のやり方です。どうです、この辺で、さようでございますと降伏しませんか。一〇四番だつてもう今出ないです。ほんとうにみな困つてゐるのです。私なんか非常に困つてゐるんです。が、そういう不平は何も聞いてません。公社の方には全然そういう不平はきません。

○山下説明員 先ほどから一〇〇番のことにつきまして、あまり宣伝をしていないというお話でございましたが、私の方としては、決して利用を抑制するとか、少なくするとかいうことではない、大いに活用していただくというつもりでおるわけでござい

ます。現物を持っておらぬために先生のお答えができませんが、一〇〇番のこととは私は必ず載つておると思ひます。番号帳に載つておると思ひますが、今現物を持っておりませんので、よく調べた上で御返事します。これは私の方では非常に重要なサービスと考えまして、PBXの関係者の会合とかいろいろの機会において、その利用の方法は十分説明に努めておるわけでござい

ういう責任をとりますか。それこそ課長ぐらいは配置転換になりますか。答弁して下さい。

○米沢説明員 私人ほど申し上げましたが、よく事情といえますか、調べまして、またあとでお願いしたいと思ひます。

○安宅委員 ただ公衆電話からかけるとき、それからあとで料金を聞きたいときは一〇〇番と小さく書いてあるんです。ほんとうのことを言うと、たった一つ書いてある。まあそれはいいでしょう。

そういうことがいろいろたまたま、それで三月初めに今度東京の自即に引き続いて大量の自即化が行なわれる。

労働組合が協力しない、労務提供を拒否してある。こういうふうな状態をずっと将来も続けていって、労働対策上それでいいと思ひますか。その点は少し寝ざめが悪い点ぐらいはあるんじゃないですかね、その辺聞いておきましょう。

○米沢説明員 先ほど申し上げましたように、東京—大阪の自即の問題につきましては、われわれといたしまして、いろいろこれを実施するにあたって非常に注意をして進めてきたのでありますが、組合との関係につきましても、なお組合側の意見を聞くなり、あるいはまた、われわれの方といたしましては、十分説明するといふふうにして処理していきたいと思ひます。

○安宅委員 その場合に、一〇〇番の人員は今まで考えておるよりもうんとふやすという事について、相当踏み切って組合と話をします。そうでなければ、そういう差別に対する不満、それからまた労働組合としての労働条件等

の不満、こういうものが積み込まれて将来おかしくなる。しかも、これは労働組合は宣伝したてからまわらないことですから、全電通は二十万人もおって大きいんですから、みんな印刷費一億四千万くらい出して、皆さん一〇〇番にやつてくれと言つたら、五人や十人DSA台につけたつて間に合わなくなる。そういうことも頭に入れて、相当踏み切つてDSA台は画期的にふやして、こういう結果的に減員になるようなことのないようにしようということぐらいの話し合いをする、副總裁、そういう決意はありますか。

○米沢説明員 先ほど佐々木技師長から申し上げましたけれども、われわれとしては、サービスの維持、向上については、十分考えていきたいと思つております。そういう面でも今の人数等につきましては、先ほど山下局長が申し上げましたように、DSA台に流れてくる方を特にしぼるということとはしないしていきたいと思ひます。

○安宅委員 しぼるではなくてふやすということを、あなた踏み切つてもうえないうこと、あなた聞いています。私はさらに言いますが、あなたの方で業務研究という雑誌、御存じの方ありませんか。

○山下説明員 知っております。運用局でございます。

○安宅委員 この業務研究というものの一九六〇年九月十日の号であります。重要なことがここに書いてあるのです。国民をばかにしておるという証拠がここに歴然と載つておる。どうい

うことが載つておるか。——何かそう言われてびんと来ませんか。わかりませんか。わからなかったら私言います。

○山下説明員 一九六〇年というといふ古いので、私ちよつと記憶にございませぬ。

○安宅委員 これは大幅に電電公社が料金を値上げしたときの内幕を書いております。その当時、その人は公社の業務局長だったはずであります。現在通信機械工業会の理事をしておる吉沢武雄という人です。この人がどういふことを言つておるかというところ、この値上げというものはばかやろう解散か何かで一朝にして流れた。ところが今値上げのチャンスだというので、ほんとうは七円案とか八円案とかいふ値上げ案を考へておつたのだけれども、その案もあつたけれども、この際大きく、逓信官僚は気の小さいやつばかりいるというので、ある有力な人間から示唆を受けて、十円値上げ案を出したのだ。ところが、郵政大臣や電電公社の総裁などの障壁を打ち破つて、それがうまくきてやつたのだ。それで、公聴会など開いた場合は、ある人をスクラとして出して、これが当然だという発言をさせた。そういう場合に一番困るやつはだれか。これは新聞だ。これを敵に回してはならぬ。彼ら新聞社はなんて書いてある。そうしてまた、料金を値上げする場合に反対だとかなんだか言うやからには、いつの世にも絶えない、こういうふうな国民大衆をやからにしておる。そういうことを平気で書いておるのであります。この問題はあとで小委員会あたりで徹底的に追及するつもりでありますけれども、そういう

内幕があつて料金の値上げがあつたのだ。しかも、公社の業務局長をしておつた人が堂々とこれを書いておる。編集しておるのがあなたの方だ。そういうでたらめな、国民をばかにしたやり方で料金を値上げされたり、制度を改正されたり、それから一〇〇番という最も国民に便利なものをも小さく、しかも料金の値段を、あとで聞くとだけ利用してもらいたいみたいな宣伝しかやつていない。まことに不適な公社のやり方。そして人員をふやさずに、何とか配置がえでやつていこう。配置がえを何回もやれば、あとは通勤時間がえらく長くなつて自然とやめざるを得ない。そして、やめさせるためにあなたの方で今考へておるのは、退職手当を五割増しにして、最低二十万円にしないときは二十万円上げましよう。そのときにはやめてもらいましようという法案を今度準備しておる。まことに不届きである。そういう一貫したあなたの方の政策が、労働組合の幹部などが見た場合に前面にぱしと出てくる。だから東京—大阪の自動即時なんかも、そんなことも全部話し合いをして、労働組合ときちっときまつてやつたらどうかというのに、あなたの方は、集中しておる地域には強引にこれを二月十七日に実施しようとしておる。こんなばか政策はやめてもらわなければならぬ。もし今後労働組合と話し合いもしないで強行する。従つて、労働組合が協力しないなら、管理者だけで将来も切りかえをやつていく、そういう強硬な態度でやつていく場合には、未来永劫どんな場合にも管理者がそういうことをやつて、労働組合はすばんと見、従業員も

見ておる。管理者だけで切りかえをせざるを得ないような状態が来るであらうということ、私はここではつきり申し上げておく。そういうことにならないうようにもう少し考へていきたいという答弁くらい、副總裁でまかせんか。

○米沢説明員 先ほど申し上げましたように、われわれといたしまして、計画につきましてはいろいろ組合の希望といひますか、意見があればこれを聴取する、それからまた、こちらとしては十分説明するといふことで話し合ひ、そういうことでやつております。従つて、われわれとして、ただいま御指摘のようなことは、極力われわれの説明を十分行なうことによつて処理していきたいと思ひます。

○安宅委員 最後に、結論的になりませんが、あなたは公社の最高の責任を持つておる人の一人であります。だから聞きますが、そういう管理者だけで将来切りかえをやつていかなければならぬなどという、特に第一次のこの東京—大阪間の自動即時化も含めてであります。そういう状態は何とか回避できるという見通しをお持ちになつておるかどうか、それをここで聞きたい。

○米沢説明員 われわれといたしまして、そういう管理者だけでやるというふうなことがないように希望しております。

○安宅委員 それはだれに希望するのですか。希望というものは対象物がなくては希望にならない。

○米沢説明員 われわれといたしまして、最善の努力をしたいと思ひます。

○本名委員長 栗原俊夫君。

○栗原委員 私は大臣にお尋ねしようと思つておりましたが、大臣がおられませんか、郵政当局、政務次官に一つお尋ねいたします。

前回の委員会で、郵政業務をやつて

いくその一番大事な問題は、やはりそれぞれの部署が大家から信頼を受けなければいかぬ、そういう議論の中で、特定局の問題等が論議されたわけでありますが、そうした直後に、新聞の報道するところによりますと、大阪の鶴橋局ですか、またまた一千二百万円の横領事件というものが報道されました。鶴橋局というものはどういふような立場の局であり、また事件の内容はどんな事態になつておるのか。新聞の報道によると、詳しくはわかりませんが、まことに奇々怪々な報道になつておつて、普通の横領事件とも異なるような感じを与える報道になつておりますが、まずその実態をお聞きしておきたい、このように考えます。

○藤牧政府委員 大阪市の生野鶴橋郵便局長が定額貯金を横領いたしましたので、その全額をほとんど友人に融資した事件が二月八日に起きたわけでございます。今日、鋭意捜査継続中でございますが、ただいままでにはわかりました範囲でお答えを申し上げます。

生野鶴橋郵便局は定員五人の郵便局でございます。一月の二十五日から一月の三十一日まで七日間に、六人の預金者から二千四百万円の定額貯金を預かったわけでありまして、二千四百万円の定額貯金のうち、その一割に当たります二百四十万円を正確に経理いたしましたので、残額の二千二百六十万円を鶴橋局長の友人である橋本某に全額を融資した、こういう事件であります。現在

在のところが横領かつ融資いたしました二千二百六十万円のうち千百万円ぐらいは回収いたしております、未回収の分が約一千万円、こういう経緯でございます。

○栗原委員 この問題は、今報告をいただいただけでは論議し切れませんので、さらにいろいろ捜査等も続けておられると思ひますから、主犯といひますか、その局長の任命された経過、そして今度の事件が起つた関連資料等を取りまゝとめて、なるべく早い機会に当委員会に提出していただきたい、このように考えます。

以上で終わります。

○保岡政府委員 大阪生野の鶴橋局の不祥事件が今度起りました。今お話のありましたように、捜査中ではございますが、こういう事態が起りましたことにつきては、私も責任の衝にあるものといひましては、まことに慚嘆にたえないところでございす。同時にまた、国民に対して申しわけのないことで、心を痛めておる次第でございます。去年の夏でございまして、たか、南浜川で事件が起りました、特定局長等の服務等につきましては厳重な注意を与えたと同時に、また、あ

あいう事件が再び起らないことを心の底から念願をいたして参つたのでございす。また、またこういう事件が起りましたことにつきては、まことに返す返すも残念なことと思ひ次第でございます。

○本名委員長 岡田修一君。

○岡田(修)委員 私は電波法の改正について御質問いたしたいと思ひます。

だいたひ時間がおそくなつておりますので、今日は、二問の質問にとどめておきまして、明日の委員会でも質問させていただきます。

電波法一部改正につきましては、海運関係その他から非常に強い要望がある。もうすでに十年來の問題なんです。国会に提案されてから、もう二年近くの時日を経過してゐる。それは一部船舶通信士関係その他から非常に強い反対がある結果でもありま

す。その反対理由にいろいろの点があります。これにつきましては、別の機会にゆつくり政府当局の意見もたしたいと思ひますが、今日おたずねしたいのは、電波教育連盟というところから衆議院議長に對しまして「船舶通信士法定員減少反対陳情書」というものが出された。この内容を見ますと、とんでもないことが多々書いてあるのでございます。その全部にわたりますことは、時間がございせんので、ただ、専門的なことで先ほど申しましたように、一、二御質問したいと思ひます。

これは電波監理局長に質問をするわけですが、これは手元にございすね。その理由のところをござらん願ひたい。その中に「電波監理当局は一日八時間勤務の船舶局を二群に分ち、一群には附属規則付録第一二二号に定める勤務時間の間隔の時間を執務せしめるとのことであるが、これはつまり裏時間勤務制度のことでございますが、その下に、裏時間勤務制度の創設は附属規則付録第一二二号において地帯毎に時間を特定した精神に悖るものである。」

○西崎政府委員 裏時間の問題でございますが、これは現在国際電気通信条約においても第三種という格好で認められておるわけでありまして日本だけでなくして、他の国においてもこの制度は採用されておるといふ意味において、国際条約の精神に違反してゐるといふふうには考へておらないわけでありま

す。

○岡田(修)委員 ただいまの答弁によりますと、この陳情書にいつておることは、国際電気通信条約の精神に反したものでない、かように了解してよろしうございすか。

○藤牧政府委員 さうに考へます。

○岡田(修)委員 それではだいたひ時間あとの質問は後日に譲らせていただきます。きょうはこれで終わります。

○本名委員長 この際お諮りいたします。先ほどの理事会におきまして御協議願ひました通り、電気通信に関する調査のため、小委員十三名よりなる電気通信に関する小委員会を設置することにいたしたいと存じますが、この理事会の決定通り、委員会においても決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○本名委員長 御異議なしと認め、さう決します。

なお、小委員長及び小委員の選任は、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○本名委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

小委員長及び小委員の氏名は、追つて公報をもつてお知らせすることといたします。

なお、委員の異動等に伴う小委員の補充選任等につきましては、あらかじめ委員長に御一任願ひたいと存じます。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○本名委員長 御異議なしと認め、さう決します。

なお、ただいま設置されました小委員会におきまして、参考人を招致する必要がある場合は、委員長と小委員長との協議に基づき、日時、人選等を決定し、招致することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○本名委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

次会は、明十四日午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十三分散会